

福井県報

第 278 号
令和 5 年
12月 19日(火)
火曜日発行

目次

(※は原例規集登載事項)

告示

- 救急業務に係る医療機関の認定(四六三・福井保健所)……………一
 - ※漁業災害補償法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域の決定(四六四・水産課)……………一
 - 保安林の指定施業要件の変更の予定(四六五・森づくり課)……………一
 - 道路の区域の変更(四六六～四六八・道路保全課)……………一
 - 道路の位置の指定(四六九・三国土木事務所)……………二
 - 大野警察署電気設備工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(四七〇・警察本部会計課)……………二
 - 大野警察署機械設備工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(四七一・同)……………三
- ### 公告
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開拓課)……………一五
 - 農地を利用する権利の設定の裁定(中山間農業・畜産課)……………一六
 - 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知(森づくり課)……………一六
 - 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………一六

告示

福井県告示第463号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急診療所
- 2 名称 山内整形外科
- 3 所在地 福井県福井市大宮4丁目13-18
- 4 認定の有効期間
自 令和6年1月16日
至 令和9年1月15日

福井県告示第464号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第1項の規定に基づき、同項に規定する単位漁場区域を定めたので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第15条第3項において準用する同令第7条第3項の規定により、次のとおり公示する。

なお、漁業災害補償法第118条第1項に規定する単位漁場区域の決定(平成30年福井県告示第382号)は、廃止する。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

1 かき養殖業

名	称	区	域
縄間	ノ加入区	区第13号	漁業権の漁場の区域
常宮	加入区	区第15号	漁業権の漁場の区域
沓	加入区	区第16号	漁業権の漁場の区域
丹生	ノ加入区	区第22号	漁業権の漁場の区域
常神	エ加入区	区第30号	漁業権の漁場の区域
神子	ノ加入区	区第32号	漁業権の漁場の区域
世久見	ウ加入区	区第55号	漁業権の漁場の区域
田鳥	ノ加入区	区第57号	漁業権の漁場の区域

矢代ア加入区	区第 60 号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第 63 号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
泊加入区	区第 71 号漁業権の漁場の区域
仏谷加入区	区第 72 号漁業権の漁場の区域
若狭加入区	区第 73 号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎ア加入区	区第 75 号漁業権の漁場の区域
福谷加入区	区第 76 号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第 83 号漁業権の漁場の区域
大島ウ加入区	区第 86 号漁業権の漁場の区域
大島エ加入区	区第 87 号漁業権の漁場の区域
車持ア加入区	区第 88 号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第 100 号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第 102 号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第 103 号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎イ加入区	区第 107 号漁業権の漁場の区域
2 1 年貝真珠養殖業	
名 称	区 域
若狭加入区	区第 73 号漁業権の漁場の区域
長井、尾内加入区	区第 81 号漁業権の漁場の区域
小堀ア加入区	区第 82 号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎ウ加入区	区第 200 号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎エ加入区	区第 201 号漁業権の漁場の区域
小堀イ加入区	区第 202 号漁業権の漁場の区域
犬見ア加入区	区第 205 号漁業権の漁場の区域
犬見イ加入区	区第 206 号漁業権の漁場の区域
犬見ウ加入区	区第 207 号漁業権の漁場の区域
犬見エ加入区	区第 208 号漁業権の漁場の区域
3 2 年貝真珠養殖業	
名 称	区 域
若狭加入区	区第 73 号漁業権の漁場の区域
長井、尾内加入区	区第 81 号漁業権の漁場の区域

小堀ア加入区	区第 82 号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎ウ加入区	区第 200 号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎エ加入区	区第 201 号漁業権の漁場の区域
小堀イ加入区	区第 202 号漁業権の漁場の区域
犬見ア加入区	区第 205 号漁業権の漁場の区域
犬見イ加入区	区第 206 号漁業権の漁場の区域
犬見ウ加入区	区第 207 号漁業権の漁場の区域
犬見エ加入区	区第 208 号漁業権の漁場の区域
4 小割り式 1 年魚はまち養殖業	
名 称	区 域
縄間ア加入区	区第 12 号漁業権の漁場の区域
縄間イ加入区	区第 13 号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第 15 号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第 17 号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第 25 号漁業権の漁場の区域
常神ウ加入区	区第 28 号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第 30 号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第 32 号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第 35 号漁業権の漁場の区域
遊子ア加入区	区第 37 号漁業権の漁場の区域
塩坂越イ加入区	区第 50 号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第 52 号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第 55 号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第 57 号漁業権の漁場の区域
矢代イ加入区	区第 61 号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第 63 号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第 70 号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第 83 号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第 100 号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第 101 号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第 102 号漁業権の漁場の区域

日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域

5 小割り式2年魚はまち養殖業	
名 称	区 域
縄間ア加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
縄間イ加入区	区第13号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第15号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神ウ加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
遊子ア加入区	区第37号漁業権の漁場の区域
塩坂越イ加入区	区第50号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
矢代イ加入区	区第61号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第63号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第66号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第70号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域

6 小割り式3年魚はまち養殖業	
名 称	区 域
縄間ア加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
縄間イ加入区	区第13号漁業権の漁場の区域

常宮加入区	区第15号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神ウ加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
遊子ア加入区	区第37号漁業権の漁場の区域
塩坂越イ加入区	区第50号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
矢代イ加入区	区第61号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第63号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第66号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第70号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域

7 小割り式1年魚たい養殖業	
名 称	区 域
櫛川加入区	区第10号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第11号漁業権の漁場の区域
縄間ア加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
縄間イ加入区	区第13号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第15号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第18号漁業権の漁場の区域

色浜ア加入区	区第 20 号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第 21 号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第 22 号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第 25 号漁業権の漁場の区域
常神ウ加入区	区第 28 号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第 30 号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第 32 号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第 35 号漁業権の漁場の区域
遊子ア加入区	区第 37 号漁業権の漁場の区域
塩坂越イ加入区	区第 50 号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第 52 号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第 55 号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第 57 号漁業権の漁場の区域
矢代イ加入区	区第 61 号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第 63 号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第 70 号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第 83 号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第 100 号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第 101 号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第 102 号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第 103 号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第 106 号漁業権の漁場の区域
8 小割り式 2 年魚たい養殖業	
名	区
称	域
榊川加入区	区第 10 号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第 11 号漁業権の漁場の区域
縄間ア加入区	区第 12 号漁業権の漁場の区域
縄間イ加入区	区第 13 号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第 15 号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第 16 号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第 17 号漁業権の漁場の区域

手イ加入区	区第 18 号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第 20 号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第 21 号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第 22 号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第 25 号漁業権の漁場の区域
常神ウ加入区	区第 28 号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第 30 号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第 32 号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第 35 号漁業権の漁場の区域
遊子ア加入区	区第 37 号漁業権の漁場の区域
塩坂越イ加入区	区第 50 号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第 52 号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第 55 号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第 57 号漁業権の漁場の区域
矢代イ加入区	区第 61 号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第 63 号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第 70 号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第 83 号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第 100 号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第 101 号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第 102 号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第 103 号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第 106 号漁業権の漁場の区域
9 小割り式 3 年魚たい養殖業	
名	区
称	域
榊川加入区	区第 10 号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第 11 号漁業権の漁場の区域
縄間ア加入区	区第 12 号漁業権の漁場の区域
縄間イ加入区	区第 13 号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第 15 号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第 16 号漁業権の漁場の区域

手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第22号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神ウ加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
遊子ア加入区	区第37号漁業権の漁場の区域
塩坂越イ加入区	区第50号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
矢代イ加入区	区第61号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第63号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第66号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第70号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
普海加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域
10 小割り式さげ・ます養殖業	
名 称	区 域
架崎加入区	区第2号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第22号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域

常神ウ加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第66号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第70号漁業権の漁場の区域
大島ウ加入区	区第86号漁業権の漁場の区域
大島エ加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域
11 小割り式1年魚ふぐ養殖業	
名 称	区 域
櫛川加入区	区第10号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第11号漁業権の漁場の区域
縄間ア加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
縄間イ加入区	区第13号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第15号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第22号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第63号漁業権の漁場の区域

阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第 70 号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第 83 号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第 101 号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第 102 号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第 103 号漁業権の漁場の区域
上瀬ア加入区	区第 106 号漁業権の漁場の区域
車持ア加入区	区第 203 号漁業権の漁場の区域
1 2 小割り式 2 年魚ふぐ養殖業	
名	区
称	域
榊川加入区	区第 10 号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第 11 号漁業権の漁場の区域
縄間ア加入区	区第 12 号漁業権の漁場の区域
縄間イ加入区	区第 13 号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第 15 号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第 16 号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第 17 号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第 18 号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第 20 号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第 21 号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第 22 号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第 25 号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第 30 号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第 32 号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第 35 号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第 52 号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第 55 号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第 57 号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第 63 号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第 70 号漁業権の漁場の区域

大島ア加入区	区第 83 号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第 101 号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第 102 号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第 103 号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第 106 号漁業権の漁場の区域
車持イ加入区	区第 203 号漁業権の漁場の区域
1 3 小割り式 3 年魚ふぐ養殖業	
名	区
称	域
榊川加入区	区第 10 号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第 11 号漁業権の漁場の区域
縄間ア加入区	区第 12 号漁業権の漁場の区域
縄間イ加入区	区第 13 号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第 15 号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第 16 号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第 17 号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第 18 号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第 20 号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第 21 号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第 22 号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第 25 号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第 30 号漁業権の漁場の区域
神子イ加入区	区第 32 号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第 35 号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第 52 号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第 55 号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第 57 号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第 63 号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第 70 号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第 83 号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第 101 号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第 102 号漁業権の漁場の区域

日向加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域
車持イ加入区	区第203号漁業権の漁場の区域

1 4 小割り式1年魚かんばち養殖業

名	称	区	域
縄間	ア加入区	区第12号漁業権の漁場の区域	区域
縄間	イ加入区	区第13号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域	区域
日向	加入区	区第25号漁業権の漁場の区域	区域
小黒飯	加入区	区第100号漁業権の漁場の区域	区域
音海	加入区	区第101号漁業権の漁場の区域	区域
神野浦	加入区	区第102号漁業権の漁場の区域	区域
日向	加入区	区第103号漁業権の漁場の区域	区域
上瀬	イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域	区域

1 5 小割り式2年魚かんばち養殖業

名	称	区	域
縄間	ア加入区	区第12号漁業権の漁場の区域	区域
縄間	イ加入区	区第13号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域	区域
日向	加入区	区第25号漁業権の漁場の区域	区域
小黒飯	加入区	区第100号漁業権の漁場の区域	区域
音海	加入区	区第101号漁業権の漁場の区域	区域
神野浦	加入区	区第102号漁業権の漁場の区域	区域
日向	加入区	区第103号漁業権の漁場の区域	区域
上瀬	イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域	区域

1 6 小割り式3年魚かんばち養殖業

名	称	区	域
縄間	ア加入区	区第12号漁業権の漁場の区域	区域
縄間	イ加入区	区第13号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域	区域

日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬	イ加入区 区第106号漁業権の漁場の区域

1 7 小割り式ひらめ養殖業

名	称	区	域
櫛川	加入区	区第10号漁業権の漁場の区域	区域
常宮	加入区	区第15号漁業権の漁場の区域	区域
常神	エ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域	区域
世久見	ウ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域	区域
阿納	加入区	区第65号漁業権の漁場の区域	区域
大島	ア加入区	区第83号漁業権の漁場の区域	区域

1 8 小割り式1年魚ササギ養殖業

名	称	区	域
手	ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域	区域
田鳥	イ加入区	区第57号漁業権の漁場の区域	区域
犬熊	加入区	区第63号漁業権の漁場の区域	区域
阿納	加入区	区第65号漁業権の漁場の区域	区域
西小川	ア加入区	区第66号漁業権の漁場の区域	区域
宇久	加入区	区第70号漁業権の漁場の区域	区域
小黒飯	加入区	区第100号漁業権の漁場の区域	区域
神野浦	加入区	区第102号漁業権の漁場の区域	区域
日向	加入区	区第103号漁業権の漁場の区域	区域

1 9 小割り式2年魚ササギ養殖業

名	称	区	域
手	ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域	区域
色浜	イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域	区域
田鳥	イ加入区	区第57号漁業権の漁場の区域	区域

犬熊加入区	区第63号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第66号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第70号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
20 小割り式3年魚サザキ養殖業	
名 称	区 域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第63号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第66号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第70号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
21 小割り式まあじ養殖業	
名 称	区 域
常宮加入区	区第15号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
常神ウ加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
小川ア加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第63号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域

神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域
22 小割り式1年魚しまあじ養殖業	
名 称	区 域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域
23 小割り式2年魚しまあじ養殖業	
名 称	区 域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域
24 小割り式3年魚しまあじ養殖業	
名 称	区 域
手ア加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権の漁場の区域

2 5 小割り式2年魚またはた養殖業		
名 称	区	域
名子加入区	区第11号漁業権	の漁場の区域
縄間イ加入区	区第13号漁業権	の漁場の区域
沓加入区	区第16号漁業権	の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権	の漁場の区域
手イ加入区	区第18号漁業権	の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権	の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権	の漁場の区域
神子イ加入区	区第32号漁業権	の漁場の区域
世久見ア加入区	区第52号漁業権	の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第55号漁業権	の漁場の区域
犬熊加入区	区第63号漁業権	の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権	の漁場の区域
西小川ア加入区	区第66号漁業権	の漁場の区域
音海加入区	区第101号漁業権	の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権	の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権	の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権	の漁場の区域
2 6 小割り式3年魚またはた養殖業		
名 称	区	域
名子加入区	区第11号漁業権	の漁場の区域
縄間イ加入区	区第13号漁業権	の漁場の区域
沓加入区	区第16号漁業権	の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権	の漁場の区域
手イ加入区	区第18号漁業権	の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権	の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権	の漁場の区域
神子イ加入区	区第32号漁業権	の漁場の区域
世久見ア加入区	区第52号漁業権	の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第55号漁業権	の漁場の区域
犬熊加入区	区第63号漁業権	の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権	の漁場の区域

西小川ア加入区	区第66号漁業権	の漁場の区域
音海加入区	区第101号漁業権	の漁場の区域
神野浦加入区	区第102号漁業権	の漁場の区域
日引加入区	区第103号漁業権	の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第106号漁業権	の漁場の区域
2 7 小割り式4年魚またはた養殖業		
名 称	区	域
名子加入区	区第11号漁業権	の漁場の区域
縄間イ加入区	区第13号漁業権	の漁場の区域
沓加入区	区第16号漁業権	の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権	の漁場の区域
手イ加入区	区第18号漁業権	の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権	の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権	の漁場の区域
2 8 小割り式5年魚またはた養殖業		
名 称	区	域
名子加入区	区第11号漁業権	の漁場の区域
縄間イ加入区	区第13号漁業権	の漁場の区域
沓加入区	区第16号漁業権	の漁場の区域
手ア加入区	区第17号漁業権	の漁場の区域
手イ加入区	区第18号漁業権	の漁場の区域
色浜ア加入区	区第20号漁業権	の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第21号漁業権	の漁場の区域

神子イ加入区	区第 32 号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第 52 号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第 55 号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第 63 号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第 101 号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第 102 号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第 103 号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第 106 号漁業権の漁場の区域

2 9 小割り式まさば養殖業

名 称	区 域
手ア加入区	区第 17 号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第 20 号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第 21 号漁業権の漁場の区域
常神ウ加入区	区第 28 号漁業権の漁場の区域
常神エ加入区	区第 30 号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第 57 号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第 63 号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第 83 号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第 103 号漁業権の漁場の区域
上瀬イ加入区	区第 106 号漁業権の漁場の区域

3 0 小割り式 2 年魚めばる養殖業

名 称	区 域
榊川加入区	区第 10 号漁業権の漁場の区域

3 1 小割り式 3 年魚めばる養殖業

名 称	区 域
榊川加入区	区第 10 号漁業権の漁場の区域

3 2 小割り式 4 年魚めばる養殖業

名 称	区 域
榊川加入区	区第 10 号漁業権の漁場の区域

3 3 小割り式かわはぎ養殖業

名 称	区 域
常宮加入区	区第 15 号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第 17 号漁業権の漁場の区域
色浜ア加入区	区第 20 号漁業権の漁場の区域
色浜イ・浦底加入区	区第 21 号漁業権の漁場の区域
世久見ウ加入区	区第 55 号漁業権の漁場の区域
田鳥イ加入区	区第 57 号漁業権の漁場の区域
矢代イ加入区	区第 61 号漁業権の漁場の区域
犬熊加入区	区第 63 号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第 65 号漁業権の漁場の区域
西小川ア加入区	区第 66 号漁業権の漁場の区域
宇久加入区	区第 70 号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第 83 号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第 101 号漁業権の漁場の区域

福井県告示第 465 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 19 日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市宝慶寺 75 字大岩谷 1 の 1 から 1 の 8 まで、76 字新ノ谷 1 の 1 から 1 の 5 まで、77 字大ケ唯野 1 から 5 まで、6 の 1 から 6 の 16 まで、7、8、9 の 1、9 の 2（国有林）、10 の 1、10 の 2・10 の 3（以上 2 筆国有林）、11 の 1、11 の 2（国有林）、12 の 1、12 の 2（国有林）、13、14、78 字南平 1 の 1 から 1 の 13 まで、79 字木根ケ谷 1、2 の 1 から 2 の 16 まで、2 の 17 から 2 の 19 まで（以上 3 筆国有林）、80 字横通り 1 の 1 から 1 の 5 まで、1 の 6（国有林）、81 字万五郎 1 の 1（国有林）、1 の 2 から 1 の 6 まで、82 字金見平 1 の 1 から 1 の 5 まで、83 字銀碗峰 1 の 1 から 1 の 3 まで、87 字大雪類 1 の 1 から 1 の 8 まで、88 字博木羽 1 の 1 から 1 の 7 まで、89 字大沼 1 の 1 から 1 の 9 まで

2 保安林として指定された目的

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般県道	芦原温泉停車場北野線	新	あわらし矢地4字萱場2 番5から あわらし矢地4字萱場3 番4まで	14.9 ～ 14.9	56.4
		旧	あわらし矢地4字萱場2 番6から あわらし矢地4字萱場3 番5まで	15.1 ～ 16.1	56.4

福井県告示第468号

主要地方道福井大森河野線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和5年12月19日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
主要地方道	福井大森河野線	新	福井市八幡町30字豆田29 番2から 福井市八幡町37字六反田7 番6まで	10.5 ～ 24.2	366.5
		新	福井市八幡町30字豆田29 番2から 福井市八幡町37字六反田7 番6まで	5.5 ～ 7.7	372.4
		旧	福井市八幡町30字豆田29 番2から 福井市八幡町37字六反田7 番6まで	5.5 ～ 7.7	372.4

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第466号

一般国道476号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和5年12月19日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般国道	476号	新	今立郡池田町松ヶ谷33 字カシガキ1番5から 今立郡池田町持越1字境 谷3番2まで	8.5 ～ 40.0	915.0
		旧	今立郡池田町松ヶ谷33 字カシガキ1番5から 今立郡池田町持越1字境 谷3番2まで	7.4 ～ 15.2	167.0

福井県告示第467号

一般県道芦原温泉停車場北野線の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和5年12月19日から20日間一般の縦覧に供する。

福井県告示第469号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月19日

福井県三国土木事務所長 高野 政志

- 1 申請者の住所および氏名
福井市上北野一丁目7番7号
永森建設株式会社
代表取締役 永森 幹朗

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
坂井市春江町江留上錦9 3番8の一部、93番9 の一部、93番10の一 部、93番11の一部、9 3番12の一部、93番 13の一部、93番14、 93番15の一部、22 9番の一部、231番の 一部および232番の一 部	4.10	52.33

福井県告示第470号

大野警察署電気設備工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 工事名

大野警察署電気設備工事

(2) 工事場所

大野市中保27字墓前8-1 他1筆

(3) 工事概要

大野警察署新築に伴う電気設備工事一式

- 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について電気工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者）については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があつた場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立

てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和5年12月19日（火）から令和6年1月11日（木）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課施設契約第一係

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第471号

大野警察署機械設備工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者

に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名
大野警察署機械設備工事

(2) 工事場所

大野市中保27字墓前8-1 他1筆

(3) 工事概要

大野警察署新築に伴う機械設備工事一式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について管工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

- イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

- エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

- オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領

（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

- ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

- (3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

- ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

- イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

- 特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

- (1) 提出書類

- ア 申請書

- イ 経営規模等総括表

- ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

- エ 共同企業体協定書

- オ 工事経歴書

- カ 技術職員名簿

- (2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

- ア 交付期間

令和5年12月19日（火）から令和6年1月11日（木）まで（福井県の休日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項および同条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

- 大規模小売店舗の名称および所在地
ヌギ薬局やしろ店・アミーゴ福井店
福井県福井市洲二丁目1005番 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウスリアルテナイネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号
- 変更した事項
（1）大規模小売店舗の名称
変更前
（仮称）福井市洲複合店舗
変更後
ヌギ薬局やしろ店・アミーゴ福井店
- 変更する理由
（2）駐輪場の位置
- 変更する年月日
令和5年12月1日
- 届出のあった日
令和5年11月28日
- 届出の縦覧場所
（1）福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
（2）福井県福井市手寄一丁目4番1号
アオッサ5階

を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課施設契約第一係

（3）申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井市商工労働部商工振興課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

1 申請に係る農地の所在等
別紙1のとおり

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請者の希望する権利の始期等

別紙2のとおり

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年1月4日

(2) 提出先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由
カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から15年以上あるものである。

別紙1

所在および地番	地目	面積(m ²)
勝山市荒土町布市19字56	田	1,097
勝山市荒土町布市24字10	田	973
勝山市荒土町布市24字11	田	16
勝山市荒土町布市31字8	田	2,064
勝山市荒土町布市31字9	田	857

別紙2

農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額(円)
令和6年3月31日	10年	50,070

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

間利栄、兼井秀雄、加保喜一郎、松浦晃、松浦輝雄、丸山キミ、山田文雄

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和5年1月28日福井県告示第451号による。

3 揭示場所

福井県庁および大野市役所

坂井北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項

の規定により、次の者が令和5年11月20日に役員を退任した旨の届出があったので、
同条第18項の規定により公告する。

令和5年12月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 増田都雄 坂井市三国町平山56-2

令和五年十二月十九日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県